

富田林市要綱第80号

富田林市ケアセンターあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富田林市ケアセンター（以下「ケアセンター」という。）の今後の運営等のあり方を検討するため、富田林市ケアセンターあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、市長に意見具申を行うものとする。

- (1) ケアセンターの運営のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ケアセンターに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 介護保険制度に関し専門的知見を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長への意見具申が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、ケアセンター担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる会議の招集は、市長が行う。